

鳥取県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（オルソ画像）作成）
- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町及び北栄町、西伯郡大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡江府町
- 3 終了年月日 平成24年3月30日